

鳥取県告示第275号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

2 変更した事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前	変更後
東京都新宿区新宿二丁目1-2	本社 東京都新宿区新宿二丁目1-2 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10-28 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目10-39 長崎事務所 長崎県長崎市万才町6-33 南九州事務所 鹿児島県鹿児島市中央町9-10 福島事務所 福島県郡山市中町11-5 宮崎事務所 宮崎県宮崎市川原町5-10 池袋事務所 東京都豊島区西池袋五丁目1-6 愛知事務所 愛知県名古屋市中区錦一丁目17-13 沖縄事務所 沖縄県浦添市字城間3019

3 変更年月日

平成23年5月1日